

## 美郷町職員採用試験について

平成29年4月以降に採用予定の町職員採用試験を次のとおり行います。

試験日 ● 第1次試験 9月18日(日)

### ■一般行政職（大学卒業程度） 若干名

次のいずれかを満たす者

- ①昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
- ②平成7年4月2日以降に生まれた者で、大学卒または平成29年3月までに卒業見込みの者

### ■管理栄養士（大学卒業程度） 若干名

昭和62年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士資格を有するか、平成29年3月までに取得予定の者

### ■幼稚園教諭・保育士（短大卒業程度） 若干名

昭和62年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭普通免許（二種以上）および保育士資格証明書を有するか、平成29年3月までに取得予定の者

※申込等詳細については、今後発行する町広報および町ホームページでお知らせします。

問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

## 美郷中学校

## 美郷町外国語指導助手(ALT)をご紹介します!

### Hello! My name is Zach.

平成24年の夏にアメリカのバーモント州から美郷町にまいりました。バーモントは自然が多く、冬には雪が降り、紅葉がきれいで、ゆっくり過ごせるところです。このさわやかな環境は最高だと思います。だから美郷町にすぐ慣れ親しみました。元気でニコニコしている子どもたちや面白くて優しい住民の皆さんと過ごすことができ、美郷町が第2の故郷になりました。

ザカリー・ハイデュシク先生



### Hello, everyone. I'm Melvin Alexcie Pattern.

インド生まれのオーストラリア育ちで、来日19年目（美郷町2年目）です。美しいこの町、美郷で、英語学習に励む子どもたちを前にして英語指導助手（ALT）として働くことに名誉を感じております。今まで日本国内をあちこち旅しましたが、美郷町ほど素晴らしい町は他にありません。親切で親しみあふれる町の方々大好きです。広い心で我々外国人を歓迎してください、またいつでも助けてくださることに感激し、感謝しております。

メルビン・パターン先生



## 六郷高校

## 福祉科 今年も高い介護福祉国家試験の合格率



■特殊入浴実習の様子

六郷高校の福祉科では、この春卒業した学生の介護福祉士国家試験の合格率が90.9%を達成しました。

全受験者の合格率が57.9%という中で、毎年六郷高校はそれを上回る高い結果を残しています。学校目標である「優しさという力」を発揮しながら、地域の期待に応えるため福祉の仕事に携わっています。福祉科3年生も施設実習が始まり、介護福祉士を目指して頑張っています。

school topics  
学校の話

## 平成28年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

納期限 (口座振替日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/28 (水)	1/4 (水)	1/31 (火)	2/28 (火)
軽自動車税	全期										
固定資産税	1期一括		2期		3期		4期				
町県民税 (普通徴収)		1期一括		2期		3期		4期			
国民健康保険税 (普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期	6期		7期	
後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期		6期	7期	8期

### 軽自動車税・固定資産税

## 減免申請の受付は各納期限の7日前までです

#### 【軽自動車税の減免申請】

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。減免は障がいのある方1人につき1台です。ただし、障がいの等級によっては減免されない場合もあります。

申請に必要なもの●印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

#### 【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害等の災害で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

## 軽自動車税・固定資産税の減免申請期限は5月24日(火)です

- ※納付期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。
- ※申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

## 固定資産税についてのお知らせ

平成28年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税の内容は、同封の課税明細書をご確認ください。課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください。

固定資産税の評価は、平成28年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。平成28年1月1日以降の土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

#### ■納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

#### ■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。

